

ロゴマークの活用方針、取組の「見える化」の実施等を確認



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

土岐川・庄内川流域治水協議会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

- 令和4年1月31日、第8回土岐川・庄内川流域治水協議会を書面にて開催。
- 一般投票により決定した土岐川・庄内川流域治水ロゴマークの活用方針が事務局より示され、ロゴマークの活用を通じて、土岐川・庄内川での流域治水を広く周知・PRし、流域に関わるあらゆる関係者(国・県・市町・企業・住民等)が主体的に流域治水に取り組む社会の構築を進めることを確認し、使用規程(案)、使用ガイドライン(案)が了承された。
- 今後の予定として、第9回協議会にて、流域治水プロジェクトの実施状況フォローアップ、グリーンインフラの取り組みを加速化、流域治水プロジェクトに基づく取組の「見える化」を実施することを確認した。

日時：令和4年1月31日(月)書面開催
 構成員：流域市町(18市5町)、岐阜県 県土整備部・都市建築部・林政部、愛知県 建設局・農林基盤局、東海農政局、中部森林管理局、岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、多治見砂防国道事務所、庄内川河川事務所
 オブザーバー：中部地方整備局 建政部・河川部、地方共同法人 日本下水道事業団 東海総合事務所、中部電力(株) 事業創造本部、中日本高速道路(株) 名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター、名古屋高速道路公社 総務部、岐阜県 農政部、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 中部整備局、東海旅客鉄道株式会社 建設工事事務部、環境省

◆ロゴマーク 使用規程・使用ガイドライン

土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク 使用規程

令和4年2月7日
土岐川・庄内川流域治水協議会

第1条 この規程は、土岐川・庄内川流域治水協議会(以下「当協議会」という。)が作成した土岐川・庄内川流域治水ロゴマークを使用する場合の取り扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

第3条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【カラー】

【グレースケール】

土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク
使用ガイドライン

令和4年2月7日
土岐川・庄内川流域治水協議会

詳細はこちらに掲載



https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/ryuuki_chisui_kyougikai/index.html

◆流域治水プロジェクトに基づく取組の「見える化」

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末 令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

流域治水の根幹を支える 河川改修事業やダム事業の加速化

あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

※国庫管区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備(概ね5か年)後のみ

降雨確率(10年に1度、100年に1度など)に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すとともに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進

※令和4年度以降も引き続き継続し水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実

整備効果の見える化のイメージ

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～

- 戦後最大洪水等に対応した河川の整備
- 農地・農業用施設の利用
- 流出抑制対策の実施
- 山地の保水機能向上および土砂・洪水対策
- 立地適正化計画における防災施設の作成
- 水害リスク情報の提供
- 高齢者等避難の成功性の確保

※現時点の案であり、今後変更となる可能性がある。